様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 　　　2024年　　11月　28日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） うぇっどかぶしきがいしゃ  　　　　一般事業主の氏名又は名称 　WED株式会社  （ふりがな） 　　　　 やまうち　そうと  （法人の場合）代表者の氏名 山内　奏人  住所　〒151-0051  東京都渋谷区千駄ヶ谷４丁目１４番４号ＳＫビル千駄ヶ谷２Ｆ  法人番号　8010401125081  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX戦略 | | 公表日 | 2024年　　2月　　22日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページの「DX推進メッセージ」にて、当社の認識について、代表取締役社長のメッセージを公表しています。  公表場所：TOPページ＞DX戦略  URL: https://wed.company/dx/ | | 記載内容抜粋 | 当社は、2016年の設立以来、「あたりまえを超える」をフィロソフィーのもと、お金がもらえるお買い物アプリ「ONE」事業、OCR技術を用いた売上管理ツール「Zero」事業等を通じてお客様や地域の発展をサポートして参りました。  現在、急激に変化する社会情勢と情報処理技術の発展など、さまざまな分野でデジタルによる革新が速まり、変化に対応できない企業はどんどん取り残される社会になっています。  そのような環境の中で、社会課題やお客様の事業課題を解決するパートナーとしてご期待に応える為に、DX推進として「新規事業開発並び既存事業拡大」、「生産性向上」、「DX人材育成」を行い、お客様にとっても私たちにとっても業務最適化を図るDXが必要であると考えております。  まずは一から自社のデータ、情報処理の環境整備に取り組み、最新のデジタル技術要素を積極的に取り入れ、成功モデルを作り上げます。  そして、私たちが成功モデルを作ることで本質的な課題の解決に取り組み、日本のDX推進に貢献します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | DX推進メッセージは、取締役会の承認を得たものです。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX推進ビジョン | | 公表日 | 2024年　　11月　　11日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ビジネスモデルの方向性を実現する取り組みを、当社ホームページの「DX推進ビジョン」にて公表しています。  6ページ：DXシナリオ  公表場所：TOPページ＞DX戦略>DX推進ビジョン>DXシナリオ  URL: https://wed.company/dx/dx-vision.pdf | | 記載内容抜粋 | 業務プロセスの自動化と効率化に向けた活用を行います。主にアプリ開発、契約事務などの分野で文書やコードの自動生成を行い、業務負荷の軽減とスピードアップを図ります。  ChatGPT等の生成AIの活用例については申請チェックシートに記載しています。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | DX推進ビジョンは、取締役会の承認を得たものです。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社ホームページの「DX推進ビジョン」にて、体制について公表しています。  3ページ：DX推進強化における組織編成  6ページ：人材育成  公表場所：TOPページ＞DX戦略>DX推進ビジョン・人材育成  URL: https://wed.company/dx/dx-vision.pdf | | 記載内容抜粋 | ■DX推進体制の構築、強化  2024年2月より、DX推進委員会を新設し、DX戦略を迅速に課題解決を実現できる体制を構築しています。  ■人材の育成について  ・全従業員の情報セキュリティリテラシーの向上(社内の内部統制)  ・生成AIを使って業務効率化に向けた研修も同時に実施しております |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社ホームページの「DX推進ビジョン」にて、ITシステム・デジタル技術活用環境に向けた具体的な方策を公表しています。  6ページ：DXシナリオ  公表場所：TOPページ＞DX戦略>DXシナリオ  URL: https://wed.company/dx/dx-vision.pdf | | 記載内容抜粋 | 顧客管理ツールやコミュニケーションツールを活用し、業務の効率化を図ると共に各SaaSをGASなどを使って連携し、情報の一元化を行い、均一的な情報の共有を行います。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX推進ビジョン | | 公表日 | 2024年　　11月　　11日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページの「DX推進ビジョン」にて、指標について公表しています。  ４ページ：推進計画  公表場所：TOPページ＞DX戦略>DX推進ビジョン  URL: https://wed.company/dx/dx-vision.pdf | | 記載内容抜粋 | １．社内DXの推進（業務削減）  ・ChatGPT等のAIの活用 ・SaaSの活用(活用のためのカスタマイズ）  業務削減時間　 200時間  ２．人材育成  年3回の研修、テスト実施結果8割が80点 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年　　2月　　22日 | | 発信方法 | 当社ホームページの「DX推進メッセージ」にて、今後の情報発信について公表しています。  公表場所：TOPページ＞DX戦略  URL: https://wed.company/dx/ | | 発信内容 | 当社は、2016年の設立以来、「あたりまえを超える」をフィロソフィーのもと、お金がもらえるお買い物アプリ「ONE」事業、OCR技術を用いた売上管理ツール「Zero」事業等を通じてお客様や地域の発展をサポートして参りました。  現在、急激に変化する社会情勢と情報処理技術の発展など、さまざまな分野でデジタルによる革新が速まり、変化に対応できない企業はどんどん取り残される社会になっています。  そのような環境の中で、社会課題やお客様の事業課題を解決するパートナーとしてご期待に応える為に、DX推進として「新規事業開発並び既存事業拡大」、「生産性向上」、「DX人材育成」を行い、お客様にとっても私たちにとっても業務最適化を図るDXが必要であると考えております。  まずは一から自社のデータ、情報処理の環境整備に取り組み、最新のデジタル技術要素を積極的に取り入れ、成功モデルを作り上げます。  そして、私たちが成功モデルを作ることで本質的な課題の解決に取り組み、日本のDX推進に貢献します。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年　　1月頃　～　2023年　　12月頃 | | 実施内容 | 代表取締役社長および、その他役員と確認の上、経済産業省が公開している「ＤＸ推進指標」に基づき自己診断を実施しました。  「DX推進指標自己診断フォーマット」にて提出いたしました。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2019年　　3月頃　～　2023年　　12月頃 | | 実施内容 | 2019年3月に外部認証機関に基づく監査を経て、情報セキュリティマネジメントシステム「ISO27001」の認証を取得しており、取得以降は、毎年の同監査を経て更新しております。  内部体制としては、経営者をトップとしたリスク管理委員会を構成し、四半期に１回の定例ミーティングを開催しています。  情報セキュリティマネジメントに係るPDCAサイクルの実施状況の共有や社内課題の検討を、インシデントの確認など行っています。  運用状況の評価は、毎年内部監査と外部監査にて実施しております。  セキュリティインシデントが発生した際には、迅速な事態の収束、被害の最小化、再発防止に向けた体制を構築しています。  また、全従業員を対象とした情報セキュリティ研修を毎年実施しています。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。